

麗澤大学大学院長期履修学生規程

平成 28 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 37 条の 4 第 2 項の規定に基づき、修士課程において標準修業年限を超えて修業を希望する者(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を願い出ることができる者は、一般選抜入学試験又は社会人選抜入学試験又は現職教員選抜入学試験を受験する者で、標準修業年限内での履修が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学時において職業等を有している者(自営業、非常勤等を含む)
- (2) 育児、介護等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当の事情があると認めた者

(修業年限)

第 3 条 長期履修学生の修業年限(以下「長期履修期間」という。)は、3 年又は 4 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を入学願書と共に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 第 2 条第 1 項の各号に定める申請事項を証明する書類
- (4) その他当該研究科が必要と認める書類

(選考)

第 5 条 長期履修の選考は、社会人選抜入学試験又は現職教員選抜入学試験と同時に行う。

(学費)

第 6 条 長期履修学生の学費は、大学院学則第 51 条の定めにかかわらず、別表 I のとおりとする。

(長期履修期間の変更)

第 7 条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮を希望する学期開始の 4 か月前までに、長期履修期間変更申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

- 2 長期履修期間の変更は学期単位とし、在学中 1 回に限り許可することがある。
- 3 変更申請が許可された場合における学費は、別表 I のとおりとする。

(長期履修許可の取消し)

第 8 条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(事務の所管)

第 9 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第 6 条及び第 7 条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 9 月 15 日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は、令和元年 7 月 11 日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。改定施行後の麗澤大学大学院長期履修学生規程第 6 条の規定は、令和 4 年度入学者より適用し在学者は従前の例とする。

別表 I (第 6 条及び第 7 条関係)学費

①3 年間履修の場合

	1 年目	2 年目	3 年目	総額
入学金	200,000 円	—	—	200,000 円
授業料	480,000 円	480,000 円	480,000 円	1,440,000 円
施設費	200,000 円	200,000 円	200,000 円	600,000 円

計	880,000 円	680,000 円	680,000 円	2,240,000 円
---	-----------	-----------	-----------	-------------

②4 年間履修の場合

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	総額
入学金	200,000 円	—	—	—	200,000 円
授業料	360,000 円	360,000 円	360,000 円	360,000 円	1,440,000 円
施設費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	600,000 円
計	710,000 円	510,000 円	510,000 円	510,000 円	2,240,000 円

注 1 各年度納付金は通常の学生と同様に入学金を除いて 2 分納とする。

2 長期履修期間を超えた期間については、通常の学費を納入する。

3 長期履修期間を変更した場合、学費の総額に変更がないように調整する